

公園に準ずる施設の設置及び管理に関する要綱

平成23年 3月31日区長決定

平成31年 1月21日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区が管理する都市公園（都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）に準ずる施設（以下「準公園施設」という。）について必要な事項を定め、もって都市の環境保全と快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象とする準公園施設とは、次により設置されるものをいう。

(1) 市民緑地

都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、土地所有者との土地使用貸借契約により、区が表面管理を行う樹林地等又は植樹等による良好な緑地

(2) 緑地広場

板橋区中高層住宅団地建設等指導要綱及び板橋区大規模建築物等指導要綱に基づき、平成18年6月以前に設置された緑地広場で、土地所有者との土地使用貸借契約により、区が表面管理を行うもの

(3) 遊び場

都市公園以外の遊び場の提供を目的として、土地所有者との土地使用貸借契約により、区が表面管理を行うもの

(4) ポケットパーク

主として市街地における都市景観の向上、防災対策、休息等の利用に供する小規模な広場等で、区が所有し管理するもの

(土地の使用期間の条件)

第3条 市民緑地及び遊び場の土地の使用貸借契約期間については、次のとおりとする。

(1) 市民緑地

市民緑地の管理期間として、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）で定める期間以上とする。

(2) 遊び場

原則として3年間以上とする。

(整備)

第4条 準公園施設の整備については、次のとおりとする。

(1) 市民緑地

都市緑地法の趣旨に基づき、必要に応じ園路、ベンチ、さく等を区が設置する。この場合において、土地の形質の変更については、前記施設の設置のために必要な最小限度にとどめるものとする。

(2) 遊び場

遊び場として、必要に応じ園路、ベンチ、遊具、さく等を区が設置する。この場合において、土地の形質の変更については、前記施設の設置のために必要な最小限

度にとどめるものとする。

(3) ポケットパーク

区民のいこいの場又は防災対策上必要な施設を、区又は事業者が整備する。

- 2 準公園施設内の建築物の総計面積は、当該準公園施設の面積の100分の2を上限とする。ただし、ポケットパークにおいて、防災対策上必要な建築物を含む場合は、この限りではない。

(維持管理)

第5条 準公園施設の維持管理については、次のとおりとする。

(1) 市民緑地、緑地広場及び遊び場（以下「市民緑地等」という。）

ア 区と土地所有者との土地使用貸借契約に基づき、区が維持管理を行う。当該契約に定める事項のほか、管理に関する事項は、東京都板橋区立公園条例（昭和36年板橋区条例第12号。以下「条例」という。）の公園の管理に関する規定を準用する（使用料に関する規定を除く。）。

イ 区は土地使用関係について、現地において明示するものとする。

(2) ポケットパーク

区が維持管理を行う。管理に関する事項は、条例の公園の管理に関する規定を準用する（使用料に関する規定を除く。）。

- 2 前項各号に掲げる場合で、犬の連込みを認めたときは、速やかにその旨を告示するものとする。
- 3 区長は、準公園施設の適正な利用を確保するため、必要な措置をとるものとする。

(占用)

第6条 準公園施設の占用については、特別の事情のある場合を除いては認めない。

- 2 市民緑地等において、特別の事情により占用を許可する場合は、区長は土地所有者と協議するものとする。
- 3 占用許可の期間にかかわらず、次条の土地の返還が行われた場合は、このときをもって占用許可を終了するものとする。

(土地の返還)

第7条 市民緑地等の土地の返還については、次により行うものとする。

(1) 市民緑地

契約期間の満了による場合は、原状に回復して返還するものとする。その他の事由による場合は、当該土地使用貸借契約の規定により返還するものとする。

(2) 緑地広場

現状のまま返還することを原則として、詳細については協議によるものとする。

(3) 遊び場

原状に回復して返還するものとする。

付 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

付 則（平成31年 1月21日 区長決定）

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。